

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。  
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年5月18日

北海道知事 高橋 はるみ

## 目次

### 告 示

○特定調達契約に係る入札の公告.....（総務業務センター）	27
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....（情報政策課）	28
○恵山道立自然公園の公園区域の一部変更.....（自然環境課）	29
○恵山道立自然公園の公園計画の一部変更.....（自然環境課）	29
○恵山道立自然公園の特別地域の区域の一部変更.....（自然環境課）	31
○恵山道立自然公園の特別地域における車馬等の使用等を規制する区域の指定.....（自然環境課）	31
○恵山道立自然公園の集団施設地区の解除.....（自然環境課）	31
○朱鞠内道立自然公園の公園計画の一部変更.....（自然環境課）	31
○朱鞠内道立自然公園の特別地域の区域の一部変更.....（自然環境課）	33
○北海道自然保護条例に基づく保護地区等の指定の解除.....（自然環境課）	33
○土地改良区の定款の変更の認可.....（農業支援課）	33
○道営土地改良事業の工事の完了.....（農業施設管理課）	33
○知事権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）	33
○知事権限に係る保安林の指定の解除.....（治山課）	34
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	34
○道路の区域の変更及び供用の開始.....（道路課）	34

### 支庁告示

○貸金業の規制等に関する法律の規定による貸金業務の停止処分.....	34
------------------------------------	----

### 道立教育研究所告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	35
○特定調達契約に係る入札の公告.....	35

### 道人事委員会告示

○へき地学校及びその級別の指定の一部改正.....	36
---------------------------	----

## 告 示

北海道告示第368号

### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
  - ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル及び用紙を除く。）の供給を含む。以下同じ。）7台分に係る1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価
  - イ 調達台数及び調達予定枚数  
7台及び1か月当たり246,000枚（7台分の調達予定枚数）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成19年7月2日から平成22年6月30日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成19年北海道告示第13号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
  - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
  - (3) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
  - (4) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

### 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
  - ア 申 請 の 時 期 平成19年5月18日（金）から6月1日（金）までの午前9時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）
  - イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
  - ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目  
北海道総務部行政改革局総務業務センター
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

- 4 契約条項を示す場所  
北海道総務部行政改革局総務業務センター
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟5階会議室  
9(送付による場合は、郵便番号060-8588 札幌市中央区北  
3条西7丁目 北海道総務部行政改革局総務業務センター)
- (2) 入 札 日 時 平成19年6月12日(火)午前10時30分(送付による場合は、  
平成19年6月11日(月)までに必着)
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金  
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項  
この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告  
平成19年2月2日付け北海道告示第65号
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。  
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る  
返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量100グラムに見  
合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、  
契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否  
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。  
落札決定に当たっては、有効な入札をした者のうち、すべての入札金額(単価)が北海  
道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格  
(単価)の制限の範囲内であって、かつ、調達台数に係る1か月当たりの入札金額(単  
価)に、1枚当たりの入札金額(単価)に調達予定枚数を乗じて得た金額を加えた合計金  
額が最低である者を落札者とする。
- 10 そ の 他  
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次  
による。  
契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道総務部行政改革局総務業務センター
- (2) 所 在 地 郵便番号060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目

電話番号 011-204-5076

## 11 Summary

- A . Nature and quantity of the products to be procured :  
Lease of copy machin (Maintenance services and consumable supply included, except  
staple and paper).  
Lease of 7copy machines Up to 246,000 copies a month
- B . Bid tendering date and time : 10 : 30 A. M., June 12, 2007  
(Mailed bids must arrive no later than June 11, 2007)
- C . Contact : Administrative Service Center, Administrative and Financial Reform Bureau  
Department of General Affairs, Hokkaido Government Nishi 7-Chome, Kita 3-jo,  
Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan.  
Phone : 011-204-5076

## 北海道告示第369号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成19年5月18日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
行政情報コミュニケーションシステム等運用・保守管理業務 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日  
平成19年3月30日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道
- (2) 住 所 札幌市中央区北2条西4丁目1番地
- 4 随意契約に係る契約金額  
358,344,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 6 随意契約によった理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第  
372号)第10条第1項第2号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道企画振興部科学IT振興局情報政策課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

**北海道告示第370号**

昭和36年北海道告示第1068号で指定した恵山道立自然公園の区域を変更したので、北海道立自然公園条例（昭和33年北海道条例第36号）第4条第2項の規定において準用する同条例第3条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局自然環境課及び北海道渡島支庁地域振興部環境生活課に備え置いて、縦覧に供する。

平成19年5月18日

北海道知事 高橋 はるみ

**区域**

函館市内国有林渡島檜山森林計画区渡島森林管理署2153林班から2156林班までの全部

函館市内道有林渡島東部管理区14林班、20林班、28林班、29林班、40林班、44林班から47林班まで、108林班、117林班、118林班、121林班及び122林班の各一部

函館市恵山岬町の全部（沿岸の岩礁を含む。）

函館市汐首町、瀬田来町、川汲町、豊崎町及び大船町の各一部

函館市新恵山町、高岱町、柏野町、御崎町、原木町、日浦町及び銚子町の各一部（沿岸の岩礁を含む。）

函館市浜町及び新二見町の各一部（沿岸の島しょ及び岩礁を含む。）

亀田郡七飯町内道有林渡島東部管理区124林班、129林班及び132林班の各一部

茅部郡鹿部町内道有林渡島東部管理区8林班及び9林班の各一部

**北海道告示第371号**

昭和36年北海道告示第1069号で決定した恵山道立自然公園に関する公園計画を変更したので、北海道立自然公園条例（昭和33年北海道条例第36号）第6条第3項において準用する同条例第5条第3項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。

その公園計画を表示した図面は、北海道環境生活部環境局自然環境課及び北海道渡島支庁地域振興部環境生活課に備え置いて、縦覧に供する。

平成19年5月18日

北海道知事 高橋 はるみ

**1 規制計画**

**(1) 特別地域**

**ア 第1種特別地域**

函館市内国有林渡島檜山森林計画区渡島森林管理署2153林班の全部並びに2155林班の一部

函館市内道有林渡島東部管理区44林班から47林班までの各一部

函館市原木町、日浦町及び銚子町の各一部（沿岸の岩礁を含む。）

函館市浜町及び新二見町の各一部（沿岸の島しょ及び岩礁を含む。）

**イ 第2種特別地域**

函館市内道有林渡島東部管理区8林班、9林班、14林班、40林班、108林班、121林班、122林班、124林班、129林班及び132林班の各一部

函館市柏野町の一部

亀田郡七飯町内道有林渡島東部管理区124林班、129林班及び132林班の各一部

茅部郡鹿部町内道有林渡島東部管理区8林班及び9林班の各一部

**ウ 第3種特別地域**

函館市内国有林渡島檜山森林計画区渡島森林管理署2154林班及び2156林班の全部並びに2155林班の一部

函館市内道有林渡島東部管理区20林班、28林班、29林班、117林班、118林班、121林班及び122林班の各一部

函館市汐首町、瀬田来町、川汲町、豊崎町及び大船町の各一部

函館市恵山岬町の全部並びに新恵山町、高岱町、柏野町及び御崎町の各一部（沿岸の岩礁を含む。）

亀田郡七飯町内道有林渡島東部管理区124林班、129林班及び132林班の各一部

**エ 乗入れ規制地区**

函館市内道有林渡島東部管理区14林班、108林班、117林班、118林班、121林班及び122林班の各一部

亀田郡七飯町内道有林渡島東部管理区124林班、129林班及び132林班の各一部

茅部郡鹿部町内道有林渡島東部管理区8林班及び9林班の各一部

（以上の区域のうち、道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域を除く。）

**(2) 普通地域**

函館市豊崎町の一部

**2 施設計画**

**(1) 保護施設計画**

種 類	位 置
植生復元施設	函館市真沢町（アヤマ湿原）

**(2) 利用施設計画**

**ア 単独施設**

種 類	位 置
宿 舎	函館市大船町（大船下の湯）
宿 舎	函館市大船町（大船上の湯）
野 営 場	函館市大船町（大船上の湯）
園 地	函館市川汲町（川汲温泉）



### 北海道告示第372号

昭和51年北海道告示第2675号で指定した恵山道立自然公園の特別地域を変更したので、北海道立自然公園条例（昭和33年北海道条例第36号）第10条第3項の規定において準用する同条例第3条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その地域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局自然環境課及び北海道渡島支庁地域振興部環境生活課に備え置いて、縦覧に供する。

平成19年5月18日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 特別地域

函館市内国有林渡島檜山森林計画区渡島森林管理署2153林班から2156林班までの全部

函館市内道有林渡島東部管理区14林班、20林班、28林班、29林班、40林班、44林班から47林班まで、108林班、117林班、118林班、121林班及び122林班の各一部

函館市恵山岬町の全部（沿岸の岩礁を含む。）

函館市汐首町、瀬田来町、川汲町、豊崎町及び大船町の各一部

函館市新恵山町、高岱町、柏野町、御崎町、原木町、日浦町及び銚子町の各一部（沿岸の岩礁を含む。）

函館市浜町及び新二見町の各一部（沿岸の島しょ及び岩礁を含む。）

亀田郡七飯町内道有林渡島東部管理区124林班、129林班及び132林班の各一部

茅部郡鹿部町内道有林渡島東部管理区8林班及び9林班の各一部

### 北海道告示第373号

北海道立自然公園条例（昭和33年北海道条例第36号）第10条第4項第14号の知事が指定する区域を次のとおり定める。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局自然環境課及び北海道渡島支庁地域振興部環境生活課に備え置いて、縦覧に供する。

平成19年5月18日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 1 道立自然公園の名称

恵山道立自然公園

#### 2 乗入れ規制地区

名称 区

域

横津岳 函館市内道有林渡島東部管理区14林班、108林班、117林班、118林班、121林班及び122林班の各一部

亀田郡七飯町内道有林渡島東部管理区124林班、129林班及び132林班の各一部

茅部郡鹿部町内道有林渡島東部管理区8林班及び9林班の各一部（以上の区域のうち、道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域を除く。）

### 北海道告示第374号

昭和43年北海道告示第971号（集団施設地区の指定）で行った集団施設地区の指定を解除したので、北海道立自然公園条例（昭和33年北海道条例第36号）第24条第2項において準用する同条例第3条第2項の規定に基づき、告示する。

平成19年5月18日

北海道知事 高橋 はるみ

### 北海道告示第375号

昭和49年北海道告示第1723号で決定した朱鞠内道立自然公園に関する公園計画を変更したので、北海道立自然公園条例（昭和33年北海道条例第36号）第6条第3項において準用する同条例第5条第3項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。

その公園計画を表示した図面は、北海道環境生活部環境局自然環境課、北海道空知支庁地域振興部環境生活課、北海道上川支庁地域振興部環境生活課及び北海道留萌支庁地域振興部環境生活課に備え置いて、縦覧に供する。

平成19年5月18日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 1 規制計画

##### (1) 特別地域

##### ア 第1種特別地域

雨竜郡幌加内町内国有林石狩空知森林計画区空知森林管理署北空知支署375林班の全部並びに350林班、351林班、368林班、372林班、373林班、376林班、378林班、379林班、382林班、383林班、391林班及び392林班の各一部

雨竜郡幌加内町字朱鞠内、字落の台及び字母子里の各一部

雨竜郡幌加内町内朱鞠内湖の全部

天塩郡遠別町内国有林留萌森林計画区留萌北部森林管理署1054林班の一部

##### イ 第2種特別地域

雨竜郡幌加内町内国有林石狩空知森林計画区空知森林管理署北空知支署366林班の全部並びに350林班、351林班、353林班、354林班、367林班、368林班、370林班から374林班まで、376林班、377林班、382林班から385林班まで及び390林班から393林班までの各一部

雨竜郡幌加内町字朱鞠内の一部

雨竜郡幌加内町内宇津内湖の全部

苫前郡羽幌町内国有林留萌森林計画区留萌北部森林管理署2090林班、2091林班、2095林班、2111林班、2115林班及び2116林班の各一部

天塩郡遠別町内国有林留萌森林計画区留萌北部森林管理署1053林班の全部並びに1054林班の一部

ウ 第3種特別地域

士別市内道有林上川北部管理区321林班の全部

士別市温根根町字湖南の一部

雨竜郡幌加内町内国有林石狩空知森林計画区空知森林管理署北空知支署369林班、380林班、381林班及び387林班の全部並びに354林班、367林班、368林班、370林班から374林班まで、376林班から379林班まで、382林班から385林班まで、390林班及び393林班の各一部

雨竜郡幌加内町字朱鞠内、字落の台及び字母子里の各一部

(2) 普通地域

雨竜郡幌加内町内国有林石狩空知森林計画区空知森林管理署北空知支署386林班、388林班、389林班、394林班及び395林班の全部並びに384林班及び385林班の各一部

雨竜郡幌加内町字落の台の一部

雨竜郡幌加内町字朱鞠内の一部

2 施設計画

(1) 利用施設計画

ア 単独施設

種 類	位 置
避難小屋	雨竜郡幌加内町(釜淵山)
園 地	雨竜郡幌加内町(釜淵山)
園 地	雨竜郡幌加内町(落の台)
園 地	雨竜郡幌加内町(釜ヶ淵)
園 地	雨竜郡幌加内町(釜ヶ淵峠)
園 地	雨竜郡幌加内町(朱鞠内岳)
園 地	雨竜郡幌加内町(朱鞠内湖畔)
宿 舎	雨竜郡幌加内町(朱鞠内湖畔)
野 営 場	雨竜郡幌加内町(朱鞠内湖畔)
展望施設	雨竜郡幌加内町(朱鞠内湖畔)
園 地	雨竜郡幌加内町(弁天島)
園 地	雨竜郡幌加内町(湖南)
園 地	雨竜郡幌加内町(取水口)

イ 道路

(ア) 車道

路 線 名	区 間	主要経過地
名 寄 遠 別 線	起点一雨竜郡幌加内町(落の台・道立自然公園境界) 終点一雨竜郡幌加内町(落の台・道立自然公園境界)	—
落の台朱鞠内線	起点一雨竜郡幌加内町(白樺・道立自然公園境界) 終点一雨竜郡幌加内町(白樺・道立自然公園境界)	釜ヶ淵峠
滝 の 沢 線	起点一雨竜郡幌加内町(落の台・車道合流点) 終点一雨竜郡幌加内町(落の台・登山歩道入口)	—
朱鞠内母子里線	起点一雨竜郡幌加内町(朱鞠内・道立自然公園境界) 終点一雨竜郡幌加内町(朱鞠内・道立自然公園境界)	湖 南 取 水 口
朱鞠内湖畔線	起点一雨竜郡幌加内町(朱鞠内・道立自然公園境界) 終点一雨竜郡幌加内町(朱鞠内・道立自然公園境界)	—
朱鞠内風連線	起点一雨竜郡幌加内町(朱鞠内・車道合流点) 終点一雨竜郡幌加内町(朱鞠内・道立自然公園境界)	—
雨竜旭川線	起点一雨竜郡幌加内町(朱鞠内・車道合流点) 終点一雨竜郡幌加内町(朱鞠内・道立自然公園境界)	—

(イ) 歩道

路 線 名	区 間	主要経過地
ピッシリ登山線	起点一雨竜郡幌加内町(落の台・車道終点) 終点一雨竜郡幌加内町(ピッシリ山頂)	釜 淵 山
宇津内登山線	起点一雨竜郡幌加内町(朱鞠内・車道合流点) 終点一雨竜郡幌加内町(釜淵山・歩道合流点)	—
朱鞠内岳探勝線	起点一雨竜郡幌加内町(朱鞠内湖・車道合流点) 終点一雨竜郡幌加内町(朱鞠内岳)	朱 鞠 内 岳
湖畔釜ヶ淵探勝線	起点一雨竜郡幌加内町(朱鞠内湖畔園地) 終点一雨竜郡幌加内町(釜ヶ淵園地)	二 重 の 滝 宇 津 内 湖

(ウ) 運輸施設

路 線 名	種 類	位 置 又 は 区 間	主要経過地
朱鞠内湖周遊線	船舶運送施設	起点一雨竜郡幌加内町(朱鞠内湖畔)	弁 天 島

**北海道告示第376号**

昭和49年北海道告示第1724号で指定した朱鞠内道立自然公園の特別地域を変更したので、北海道立自然公園条例（昭和33年北海道条例第36号）第10条第3項の規定において準用する同条例第3条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その地域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局自然環境課、北海道空知支庁地域振興部環境生活課、北海道上川支庁地域振興部環境生活課及び北海道留萌支庁地域振興部環境生活課に備え置いて、縦覧に供する。

平成19年5月18日

北海道知事 高橋 はるみ

特別地域

士別市内道有林上川北部管理区321林班の全部

士別市温根別町字湖南の一部

雨竜郡幌加内町内国有林石狩空知森林計画区空知森林管理署北空知支署366林班から383林班まで、387林班及び390林班から393林班までの全部並びに350林班、351林班、353林班、354林班、384林班及び385林班の各一部

雨竜郡幌加内町字朱鞠内、字路の台及び字母子里の各一部

雨竜郡幌加内町内朱鞠内湖及び宇津内湖の全部

苫前郡羽幌町内国有林留萌森林計画区留萌北部森林管理署2090林班、2091林班、2095林班、2111林班、2115林班及び2116林班の各一部

天塩郡遠別町内国有林留萌森林計画区留萌北部森林管理署1053林班及び1054林班の全部

**北海道告示第377号**

昭和48年北海道告示第846号（北海道自然保護条例に基づく保護地区等の指定）により指定した袴腰岳自然景観保護地区及び横津岳自然景観保護地区は、その指定を解除する。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局自然環境課及び北海道渡島支庁地域振興部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

平成19年5月18日

北海道知事 高橋 はるみ

**北海道告示第378号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成19年5月18日

認可年月日	土地改良区名
平成19.4.20	新十津川土地改良区
同 19.4.27	沼田町土地改良区
同 19.5.10	浦臼土地改良区
同	芦別市土地改良区

**北海道告示第379号**

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成19年5月18日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	完了年月日
京極北部	畑地帯総合整備 [ 担い手支援型 ] ( 農業用排水 )	平成18.7.31
同	( 暗きょ )	同 17.10.20
同	( 区画整理、土層改良 )	同 17.10.28
余市東	中山間地域総合整備 ( 農業用排水、農道 )	同 18.10.30
同	( ほ場整備、暗きょ )	同 15.10.30
浜中	( 農道 )	同 18.10.10
茂幌呂	一般農道整備 ( 集乳農道 )	同 18.7.28
片無去	同	同 19.1.30
太田第1	同	同 18.11.27
弟子屈原野	農免農道整備	同 18.12.11
吉野	経営体育成基盤整備 ( 区画整理 )	同 17.11.30
同	( 農業用排水、暗きょ )	同 16.2.20
富野	同 ( 区画整理 )	同 18.12.20

**北海道告示第380号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成19年5月18日

北海道知事 高橋 はるみ

- 保安林予定森林の所在場所 幌泉郡えりも町字本町121の1・121の4・124の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、121の5、122の6、123の2、126の4、129の2

2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備  
 3 指 定 施 業 要 件  
 (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法  
 ア 主伐は、択伐による。  
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁産業振興部林務課及びえりも町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第381号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
 平成19年5月18日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 磯谷郡蘭越町字湯里680の1(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 解除の理由 道路用地とするため  
 (「次の図」は、省略し、その図面を北海道後志支庁産業振興部林務課及び蘭越町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第382号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。  
 平成19年5月18日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 雨竜郡幌加内町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 目梨郡羅臼町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため

- 3(1) 解除予定保安林の所在場所 目梨郡羅臼町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- 4(1) 解除予定保安林の所在場所 札幌市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 河川管理施設用地とするため  
 (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課並びに札幌市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第383号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成19年5月18日

北海道知事 高橋 はるみ

1 道路の種類	道道								
2 道路の路線名、縦覧場所及び区域	路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間		
豊富遠別線 北海道留萌土木現業所	天塩郡遠別町字清川227番9地先から 天塩郡遠別町字久光330番3地先まで			前	5.70mから 24.00mまで	5,519.00m	道道遠別中川線 重複L=46.00m		
				前	16.50mから 145.28mまで		3,860.00m	道道遠別中川線 重複L=28.00m	
清川線 北海道留萌土木現業所	天塩郡遠別町字清川250番1地先から 天塩郡遠別町字久光330番3地先まで			後	9.70mから 145.28mまで	3,846.42m	道道遠別中川線 重複L=14.07m		
				前	8.11mから 24.00mまで		427.33m	道道豊富遠別線 重複L=386.77m	
	天塩郡遠別町字清川437番1地先から 天塩郡遠別町字清川227番7地先(道道遠別中川線交点)まで			後	8.11mから 38.80mまで	363.22m	道道豊富遠別線 重複L=141.44m		
							道道遠別中川線 重複L=14.07m		

支 庁 告 示

北海道石狩支庁告示第4号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条第1項の規定により、次の貸金業者に対し貸金業の業務について停止処分をしたので、同法第41条の規定により公告する。

平成19年5月18日

北海道石狩支庁長事務代理

北海道石狩支庁副支庁長 小林 利起夫

- 1 住 所 札幌市中央区南2条西5丁目6番1号 ロジェ札幌25-2階
- 2 名 称 ガイア
- 3 氏 名 杉山 修平
- 4 登 録 番 号 北海道知事(1)石第02978号
- 5 業務停止の期間 平成19年5月10日から平成19年6月8日までの間の30日間
- 6 業務停止の範囲

新規（金銭の借換を含む。以下同じ。）の金銭の貸付、新規の金銭の貸借の媒介及び新規の金銭の貸付の代理業務。ただし、行政処分の効力発生以前に資金需要者等から申込等があり、金銭の貸付等を行わなかったときに資金需要者等に損害が発生すると見込まれる場合は、法に違反しない部分に関する業務についてのみ行うことができる。

## 道立教育研究所告示

### 北海道立教育研究所告示第12号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成19年5月18日

北海道立教育研究所長 真田 雄三

#### 1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成19年度において北海道立教育研究所が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達する地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成19年5月18日に一般競争入札の公告を行う北海道教育情報通信ネットワーク（ほっかいどうスクールネット）ヘルプデスク運用管理業務委託契約
- (2) 資 格 北海道教育情報通信ネットワーク（ほっかいどうスクールネット）ヘルプデスク運用管理業務委託の資格（以下「資格」という。）
- (3) 特定役務の種類 北海道教育情報通信ネットワーク（ほっかいどうスクールネット）

ト）ヘルプデスク運用管理業務委託

#### 2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)及び(6)によるほか、次による。

- (1) 平成19年5月18日現在において、引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- (2) 資本金の額が1,000万円以上であること。
- (3) 過去2年間において、国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする業務委託契約を数回以上締結し、かつ、誠実に履行した者又は誠実に履行している者であること。
- (4) 当該調達をする特定役務に関し、障害発生時等に速やかに対応がとれる者であること。
- (5) 当該調達をする特定役務に関し、業務仕様書に記載のとおり委託業務を履行することを確約した者であること。

#### 3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2による。

#### 4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成19年5月18日（金）から6月15日（金）までの間にしなければならない（土曜日及び日曜日を除く。）。
- (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道立教育研究所庶務部事業課

イ 提出先の所在地 江別市文京台東町42番地

- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続き並びに資格の喪失 平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、イ、ウ、(2)、4の(1)、(3)及び5の(1)、(2)による。

### 北海道立教育研究所告示第13号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年5月18日

北海道立教育研究所長 真田 雄三

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 北海道教育情報通信ネットワーク（ほっかいどうスクールネット）ヘルプデスク運用管理業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び業務仕様書による。

- (3) 契約期間 平成19年7月1日から平成20年3月31日まで
- (4) 業務実施場所 業務仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
平成19年北海道立教育研究所告示第12号に規定する北海道教育情報通信ネットワーク(ほっかいどうスクールネット)ヘルプデスク運用管理業務委託の資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所  
北海道立教育研究所庶務部事業課
- 4 入札執行の場所及び日時
  - (1) 入札場所 江別市文京台東町42番地 北海道立教育研究所3階第2演習室(郵送による場合は、郵便番号 069-0834 江別市文京台東町42番地 北海道立教育研究所庶務部事業課)
  - (2) 入札日時 平成19年6月27日(水)午後2時(郵送による場合は、平成19年6月26日(火)必着)
  - (3) 開札場所 (1)と同じ。
  - (4) 開札日時 (2)と同じ。
- 5 入札保証金  
平成16年北海道告示第448号の1の(2)による。
- 6 契約保証金  
契約を締結しようとする者は、契約金額の100分10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
  - (1) 交付場所 3と同じ。
  - (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。  
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否  
平成16年北海道告示第448号の2の(1)のA及び3の(1)による。
- 9 その他  
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。  
契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - (1) 名称 北海道立教育研究所庶務部事業課
  - (2) 所在地 郵便番号 069-0834 江別市文京台東町42番地  
電話番号 011-386-4511

10 Summary

- A . Nature and quantity of the services to be procured :
  - a . Contract to provide and maintain a help desk for the Hokkaido Education Information and Communication Network (Hokkaido School Net)
  - b . Quantity : 1 Set
- B . Bid tendering date and time : 2 : 00 P. M., June 27, 2007  
(Mailed bids must arrive no later than June 26, 2007).
- C . Contact :  
Negotiations Section, General Affairs Department, Hokkaido Education Research Institute. 42 Banchi, Higashi Machi, Bunkyo dai, Ebetsu-shi, Hokkaido 069-0834 Japan  
Phone : 011-386-4511

道 人 事 委 員 会 告 示

北海道人事委員会告示第7号

平成13年北海道人事委員会告示第13号(へき地学校及びその級別の指定)の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から適用する。

平成19年5月18日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

網走支庁管内の項中

「	佐呂間町字幸町	佐呂間中学校	1	を
」				
「	佐呂間町字幸町	佐呂間中学校	1	に改
」	佐呂間町字幸町	佐呂間町学校給食センター	1	

め、胆振支庁管内の項中「洞爺小学校」を「とうや小学校」に改め、

「	洞爺湖町成香	成香小学校	2	を削
」	洞爺湖町香川	香川小学校	2	
」	洞爺湖町大原	大原小学校	2	

り、日高支庁管内の項中

「	日高町字正和	正和小学校	3	を削
」				

る。